

○ 口座管理機関に関する命令（平成十四年^{内閣府}財務省令第二号）

改正案	現行
（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） 第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、同条第一項第十三号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。）とする。 （口座管理機関となることができる者） 第二条 法第四十四条第一項第十二号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 三 （略）	（上位機関としての口座管理機関から除かれる者） 第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 法第四十四条第一項第十二号に掲げる者 二 法第四十四条第一項第十四号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者である場合を除く。） （口座管理機関となることができる者） 第二条 法第四十四条第一項第十三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。 一 三 （略）

○ 加入者保護信託に関する命令（平成十四年^{内閣府}法^{財務省}務省令第四号）

改正案	（負担金の支払の方法） 第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（<u>法第四十四条第一項第十三号に掲げるものを除く。</u>以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。 2／4 （略）
現行	（負担金の支払の方法） 第十三条 振替機関は、信託事務年度ごとに、その業務規程の定めるところにより、当該振替機関及びその下位機関である口座管理機関（<u>法第四十四条第一項第十四号に掲げるものを除く。</u>以下この条及び次条において「振替機関等」という。）のそれぞれが法第六十三条第一項の規定に基づき負担すべき負担金の額、支払期限及び支払方法を定め、これを当該口座管理機関に周知しなければならない。 2／4 （略）